

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、後記第2の4記載の未支給年金保険給付(以下「未支給給付」という。)の支給の決定を取り消す旨の処分を取消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

請求人の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の受給権者であった弟のA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aと生計を同じくしていたとして、亡Aに支給すべき年金給付及び保険給付でまだ同人に支給しなかったもの(以下「本件未支給給付」という。)の支給を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件未支給給付の支給を決定した。
- 3 B(以下「利害関係人」という。)は、亡Aの子であり、亡Aの死亡の当時同人と生計を同じくしていたとして、平成〇年〇月〇日(受付)、本件未支給給付の支給を請求した。
- 4 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同年〇月〇日付で決定した本件未支給給付について、「あなたよりも同給付を受けるべき順位が高い方が判明したため」として、本件未支給給付の支給の決定を取り消す旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚

生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

## 第3 問題点

- 1 厚年法第37条の規定によれば、保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができることとされ、その受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順であるとされている。国年法第19条においても、上記と同旨が規定されている。
- 2 本件において、亡Aがその死亡の当時、障害給付の受給権者であったこと、請求人が亡Aの兄であること、及び利害関係人が亡Aの子であることについては、本件資料から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人よりも先順位であるとされた利害関係人を、本件未支給給付の受給適格者と認めることができるかどうかであり、それが認められない場合、請求人を本件未支給給付の受給適格者と認めることができるかどうかということである。

## 第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実が認められる。
  - (1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に父B、母Cの二男として出生し、同〇年〇月〇日、D(以下「D」という。)と婚姻し、両名の長女として、同〇年〇月〇日に利害関係人が出生した。その後、亡AとDは、平成〇年〇月〇日に離婚し、利害関係人の親権者を母と定めたため、利害関係人は、同年〇月〇日付で母の氏を称する入籍(入籍した戸籍:〇〇市〇区〇〇〇〇〇丁目〇番・筆頭



ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らししてみると、上記1で認定した事実により、利害関係人と亡Aが、上記(1)のイに該当しないことは明らかであるから、イに該当するといえるかどうかを検討するに、「父とは毎日メールのやりとりをして、入院していない時は電話もしていました。」等とあるように、利害関係人と亡Aの間でしばしば音信があったことは認めることができるが、上記1の(8)のとおり、「父からは保険金や貯金でやりくりしてると聞いてました。亡くなる前にあった時「仕事にも行けてないしBにあんまり残してあげられないかもしれない」とあやまられた」とあり、亡Aと利害関係人との間に、生活費、療養費等の経済的援助があったとは認めることは困難である。また、上記1の(7)のとおり利害関係人は「生計維持・同一証明書」において、「別居しているまたは住民票が別住所となっている理由を「結婚の為」と記載しているが、上記1の(1)で認定したように、利害関係人は、亡AとCの離婚により、Cの戸籍に入籍しCと共に〇〇市に居住し、それ以来亡Aと同居したことはないのだから、亡Aと別居している理由を「結婚の為」とするのは相当ではなく、上記

(1)のイでいう「その事情が消滅したとき、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」に該当するとはいいがたい。これらを総合して見ると、利害関係人は、上記(1)のイにも該当するとはいえず、利害関係人と亡Aは、生計同一であると認めることはできない。

(3) 請求人と亡Aの生計同一関係について判断するに、本件通知によれば、認定対象者が死亡した者の兄弟姉妹である場合、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計同一関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

(4) 本件をこれに照らししてみると、上記1で認定した事実により、請求人と亡Aが、上記(3)のイに該当しないことは明らかであるから、イに該当するといえるかどうかを検討するに、上記1の(9)で認定したように、①亡Aは請求人所有の自宅兼マンションの3階4階のメゾネットタイプの部屋に住み、一つ階を上った所に請求人の家の玄関が有り、②朝早い仕事の時以外には毎日請求人の所で食事をしていたのであり、③病气(ガン)になってからは救急車で運ばれた時、入院手続、保証人などの手続きは請求人が行ったのであり、④手術の時、通院、抗がん剤治療の月2回の入院、退院等の援助も請求人が行ったのであり、⑤病院の食事が食べられず入院中は食事も請求人が持って行ったのであり、審理期日において、請求人は「亡Aの部屋にはガステーブルもない」と陳述したことを併せみると、亡Aは退職後、受給していた障害給付(平成〇年度年金額:〇

〇〇万〇〇〇〇円（月額〇〇万〇円）

をもとに生活していたことは推認できるものの、食事の世話及び療養の援助等、同一住所地の建物の上階に居住する請求人により「生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていた」と認めるのが相当であり、請求人と亡Aの生計同一を認めることができるというべきである。したがって、当審査会の上記判断と結論を異にする原処分は妥当でないから、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。